

鳥取県告示第 91 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第 69 条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
医療法人社団 中本内科医院 理事長 中本健太郎	東伯郡琴浦町 大字八橋 1740	医療法人社団 中本内科医院	東伯郡琴浦町大 字八橋 1740	精神通院医療	平成 19 年 2 月 1 日
医療法人 至誠会 理事長 藤井武親	倉吉市東昭和 町 158	訪問看護ステー ションひまわり	倉吉市東昭和町 158-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	〃